

# 第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の背景

第2節 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

第3節 計画の位置づけ

第4節 介護保険制度のこれまでの流れ

第5節 計画の期間

第6節 策定体制等

## 【第1章について】

この章では、計画の策定の背景や法的根拠、計画期間など計画策定する上での基本的な概要を示しています。



# 第1章 計画策定に当たって

## 第1節 計画策定の背景

我が国の総人口(10月1日現在)は、平成20年にピークを迎えた後、平成23年以降は減少が続いています。平成29年9月15日現在の推計では、総人口は1億2,671万人と、前年(1億2,692万人)より21万人の減少となりました。

一方、65歳以上の高齢者人口は、昭和25年以降、一貫して増加しており、平成24年には3,000万人を超えています。平成29年9月15日現在の推計では3,514万人と、前年より57万人の増加となっています。

このように進行する高齢社会に対応すべく、国では平成12年4月の介護保険制度を導入し、社会全体で介護を支える体制を整備してきました。その後、地域支援事業(介護予防や地域包括支援センター等)や地域密着型サービスを導入し、介護保険サービスのみならず、介護を予防する取り組みも行ってきました。

介護保険事業の第5期計画(平成24年度)からは、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む平成37年(2025年)に向けた取り組みとして、「地域包括ケアの推進」を掲げ、第6期計画(平成27年度)からは、「地域包括ケアシステムの構築」として、「介護」、「介護予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される体制づくりが示されました。

今回の策定である第7期計画においては、第6期計画で本格的な取り組みが始まった「地域包括ケアシステムの構築」に中間的な位置づけにあたり、「地域包括システムの深化・推進」を図る時期となっています。

本市では、このような介護保険制度の変遷に基づきながら、地域密着型サービスの充実や、介護予防、認知症対策、生きがいづくり、居場所づくりなどに取り組んできました。第7期においては、これまでの取り組みを継承するとともに、介護老人福祉施設入所待機や介護離職問題への対応を図るなどの新たな課題に対応しながら、地域包括ケアシステムの深化・推進を計画的・効果的に展開するため、本計画を策定しています。

## 第2節 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

### 1. 高齢者福祉計画と介護保険事業計画

#### (1) 高齢者福祉計画とは

高齢者が安心して住み慣れた地域で生活をおくるために必要な施策を総合的に掲げる計画です。老人福祉法においては、「市町村老人福祉計画」という名称で記載されています。

- 生きがいつくり
- 移動・交通手段
- 相談や情報提供
- ボランティア活動
- 住まい
- 独居高齢者対策
- 地域のつながり
- 防犯・防災
- 福祉サービス など

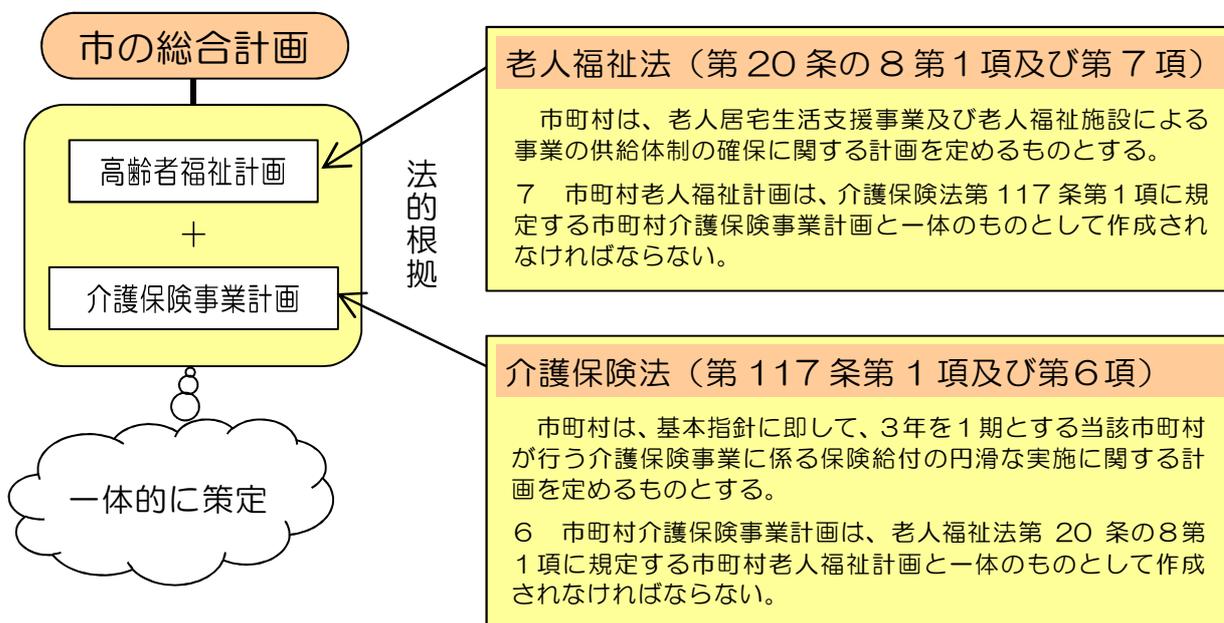
#### (2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険サービスの見込量や介護保険料及び地域支援事業の見込みなどについて掲げる計画です。

- 居宅サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、福祉用具など）
- 施設サービス（老人福祉施設、老人保健施設）
- 地域密着型サービス（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護など）
- 地域支援事業（介護を予防するための取り組みなど（新しい総合事業等））

### 2. 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

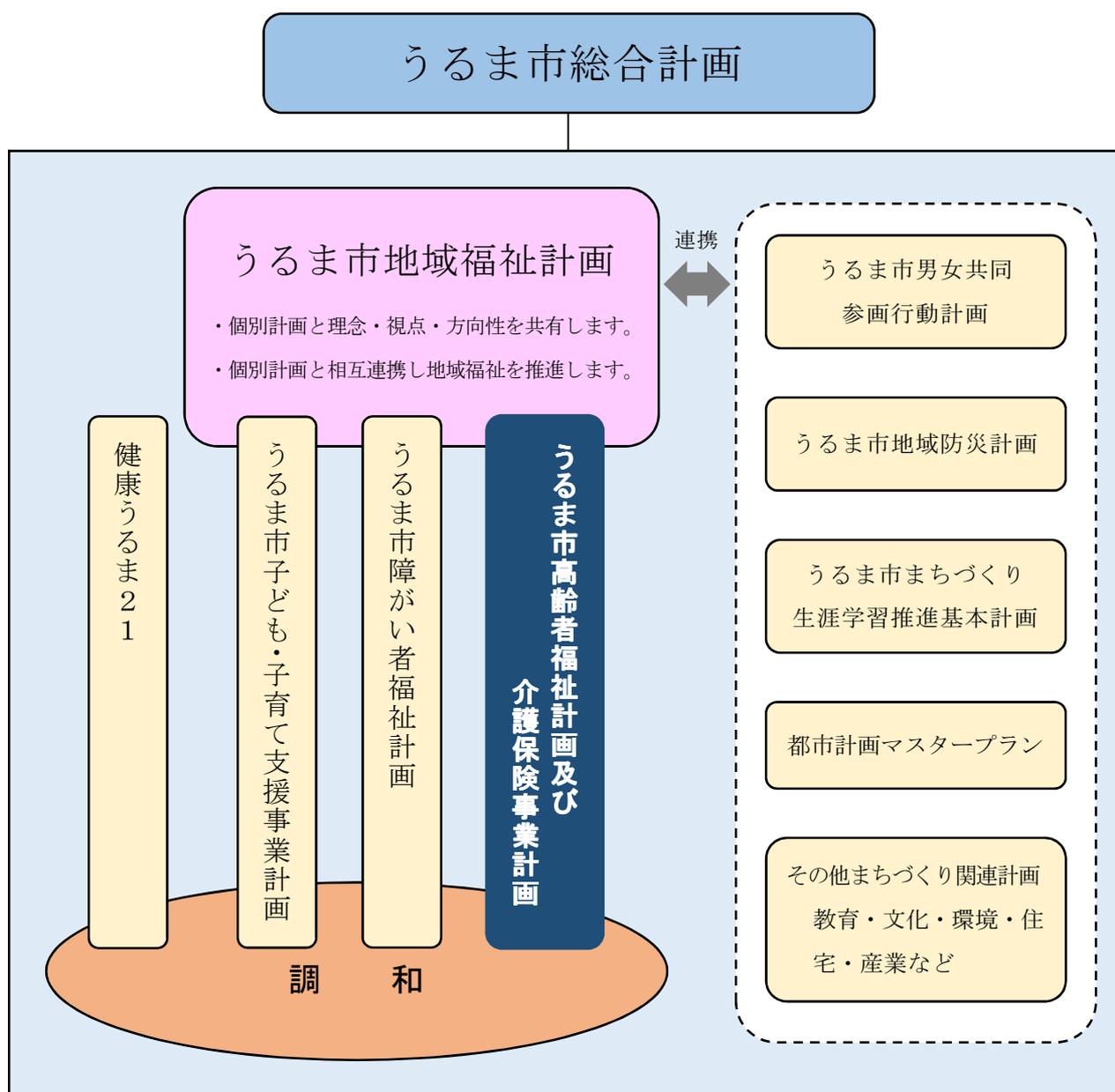
高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体的に策定することが法で示されています（老人福祉法第20条の8第7項）。高齢者福祉計画のうち、介護保険サービス等に関する部分を詳しく述べたものが介護保険事業計画です。



### 第3節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法や介護保険法及び指針にもとづいて策定されています。また、県の介護保険事業計画との整合性を図るほか、医療と介護の一体的な提供を図るために、県の医療計画とも整合性を図っています。

市においては、まちづくりの羅針盤である総合計画の方針に基づきながら、地域福祉計画をはじめとする福祉分野の各計画と整合性を図るものです。また、福祉分野以外の関連する各計画と整合性を保つように策定しています。



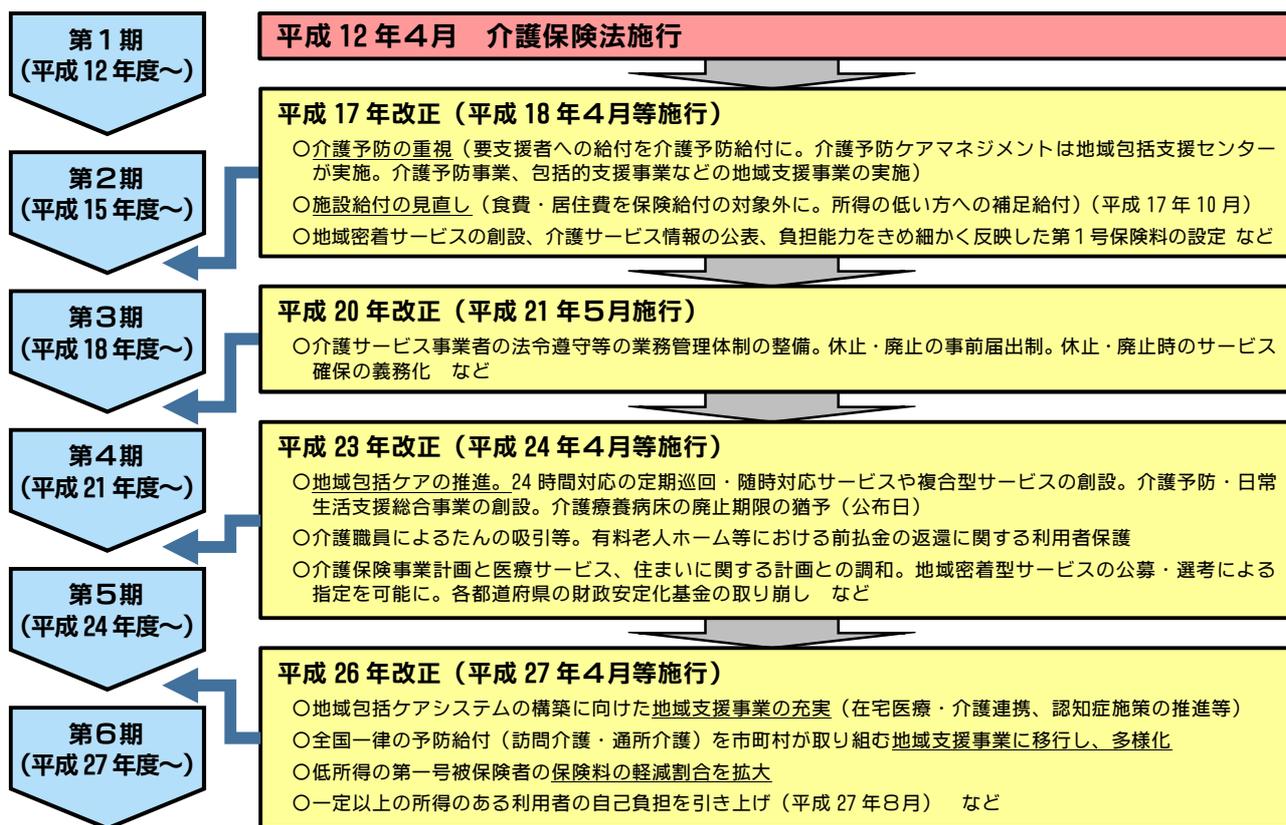
## 第4節 介護保険制度のこれまでの流れ

### 1. 制度の変遷

高齢者の増加により、医療や介護を必要とする高齢者も増加する中、国では平成12年4月の介護保険制度を導入し、社会全体で介護を支える体制を整備してきました。その後、第3期計画(平成18年度)からは地域支援事業(介護予防や地域包括支援センター等)や地域密着型サービスが導入され、介護保険サービスのみならず、介護を予防する取り組みを行ってきました。

さらに、第5期計画(平成24年度)からは、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む平成37年(2025年)に向けた取り組みとして、「地域包括ケアの推進」を掲げ、第6期計画(平成27年度)からは、「地域包括ケアシステムの構築」として、「介護」、「介護予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される体制づくりが示されました。

今回の策定である第7期計画においては、第6期計画で本格的な取り組みが始まった「地域包括ケアシステムの構築」の中間的な位置づけにあたり、「地域包括システムの深化・推進」を図る時期となっています。



## 2. 「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けて（国の考え方）

介護保険事業の第5期計画(平成24年度)からは、団塊の世代が後期高齢者へ移行することで高齢化が一段と進む平成37年(2025年)に向けた取り組みとして、「地域包括ケアの推進」を掲げ、第6期計画(平成27年度)からは、「地域包括ケアシステムの構築」として、「介護」、「介護予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される体制づくりが示されました。

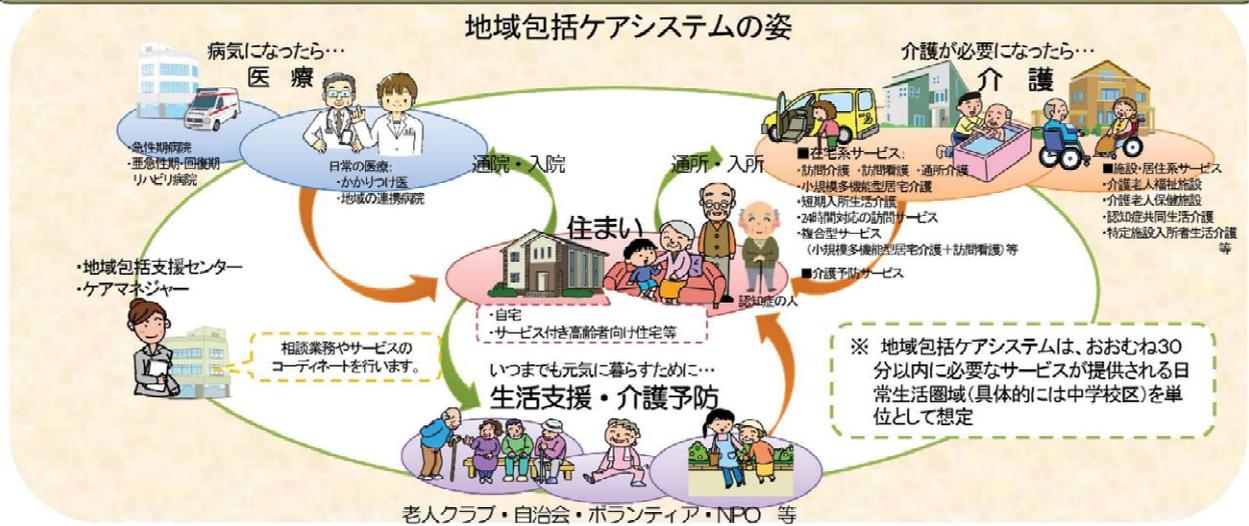
第7期計画においては、第6期計画で本格的な取り組みが始まった「地域包括ケアシステムの構築」の中間的な位置づけにあたり、「地域包括システムの深化・推進」を図る時期となっています。

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



## 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載
  - ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
  - ・財政的インセンティブの付与の規定の整備（その他）
    - ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
    - ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
    - ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

#### 2 医療・介護の連携推進等（介護保険法、医療法）

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設  
※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

#### 3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける（その他）
  - ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
  - ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

#### 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする。（介護保険法）

#### 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

※平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用。Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

## 第5節 計画の期間

市町村介護保険事業計画は、「3年を1期」として改定することが法で示されていることから、本市の高齢者福祉計画と介護保険事業計画についてもこれに基づき、平成30年度から平成32年度までの3ヵ年とします。なお、計画期間中に法制度の改正や社会情勢、地域状況やニーズ等に変化が見られた場合は、その動向を踏まえ、柔軟に対応するものとします。

| 年度                                    | 2012年<br>H24年            | 2013年<br>H25年 | 2014年<br>H26年 | 2015年<br>H27年 | 2016年<br>H28年 | 2017年<br>H29年 | 2018年<br>H30年          | 2019年<br>H31年 | 2020年<br>H32年 | 2021年<br>H33年 | 2022年<br>H34年      | 2023年<br>H35年          | 2024年<br>H36年 |
|---------------------------------------|--------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------------|------------------------|---------------|
| うるま市総合計画                              | うるま市総合計画<br>(平成19年～28年度) |               |               |               |               |               | 基本構想 (平成29年～38年度)      |               |               |               |                    |                        |               |
|                                       |                          |               |               |               |               |               | 前期基本計画<br>(平成29年～33年度) |               |               |               |                    | 後期基本計画<br>(平成34年～38年度) |               |
| うるま市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画<br>(3年を1期とする計画) | 第5期計画                    |               | 第6期計画         |               | 第7期計画         |               |                        | 第8期計画         |               | 第9期計画         | 2025年(平成37年)までの見通し |                        |               |
| うるま市地域福祉計画                            |                          |               |               |               |               |               |                        |               |               |               |                    |                        |               |
| うるま市子ども子育て支援事業計画                      |                          |               |               |               |               |               |                        |               |               |               |                    |                        |               |
| うるま市障がい者福祉計画<br>(6年間の計画で策定)           |                          |               |               |               |               |               |                        |               |               |               |                    |                        |               |
| うるま市障害福祉計画<br>(3年を1期とする計画)            |                          |               |               |               |               |               |                        |               |               |               |                    |                        |               |
| 健康うるま21                               |                          |               |               |               |               |               |                        |               |               |               |                    |                        |               |

## 第6節 策定体制等

### 1. 事務局

事務局は高齢者への福祉サービスや介護保険事業について担当している介護長寿課におき、計画策定に関連する各課との連携により策定を行いました。

### 2. うるま市高齢者福祉計画策定委員会

本計画の策定に関し、必要な事項の検討及び審議を行う組織として、「うるま市高齢者福祉計画策定委員会」を設置し、平成28年度より計8回の委員会を開催し検討を行いました。

### 3. うるま市高齢者福祉計画検討委員会

策定委員会で審議する内容の精査を行うため、庁内の部局の代表者で構成する「うるま市高齢者福祉計画検討委員会」を設置し、平成28年度より計7回の委員会を開催し検討を行いました。

## 4. 高齢者や関係者の声の把握等

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

本調査は、地域における高齢者の身体状況及び要介護状態になるリスク発生状況を把握するとともに、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い、介護予防などの実態等を把握し、市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を見直す際の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

#### ①調査の対象者と配布件数

- ・本調査の対象者は、市内在住で在宅の65歳以上高齢者20,572人（※要介護1～5を除いた数）。
- ・市の介護保険被保険者台帳より4,000人を無作為に抽出して配布。

#### ②調査の方法

- ・郵送による配布・回収。
- ・回収率向上のため、お礼状兼督促状の配布（1回）を実施。

#### ③調査期間

- ・基準日：平成28年12月1日
- ・調査期間：平成29年1月5日～平成29年2月9日

#### ④回収率

|     | 配布数    | 有効回答数  | 回収率<br>(有効回答率) |
|-----|--------|--------|----------------|
| 回収率 | 4,000件 | 2,514件 | 62.8%          |

### (2) 在宅介護実態調査の実施

在宅で介護を受けている高齢者について、介護の実態や介護者の就労状況等を把握し、利用している介護サービスや要介護度、世帯構成などとの集計を行うことで、今後必要とされる支援内容や、介護者の介護離職防止を念頭に置いたサービス展開等を検討することを目的に調査を実施しました。

#### ①調査の対象者

- ・市内在住で在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている高齢者（65歳以上）のうち、調査実施期間中に更新申請・区分変更申請をした方。  
(調査実施期間中の更新申請・区分変更申請者は1,056人（対象外者(住所地特例等)含む全件数)

## ②調査方法

- ・介護認定の申請時又は訪問調査の際に実施（窓口受付職員又は訪問調査員による。）

## ③調査実施期間

- ・平成 28 年 12 月～平成 29 年 4 月

## ④有効回答数と回収率

|     | 配布数   | 回収数   | 有効回答数 | 回収率<br>(有効回答率) |
|-----|-------|-------|-------|----------------|
| 回収率 | 613 件 | 609 件 | 605 件 | 98.7%          |

## (3) サービス事業所アンケート調査の実施

市内で地域密着型サービス等を提供している事業所を対象に、市内で必要と感じるサービスや地域密着型サービスへの参入意向等を把握し、今後の整備等を検討する目的で実施しました。（調査名称「サービスの各種整備に関する「介護サービス利用意向調査」及び「事業者参入意向調査」）

### ①調査の対象者

- ・市内の地域密着型サービス事業所等。

### ②調査方法

- ・介護長寿課のホームページ上で募集、メール等による回答方法

### ③調査実施期間

- ・平成 28 年 11 月～平成 28 年 12 月

### ④有効回答数と回収率

|                  | 配布数   | 回収数  | 回収率<br>(有効回答率) |
|------------------|-------|------|----------------|
| A 票（居宅介護支援事業者向け） | 57 件  | 33 件 | 57.9%          |
| B 票（サービス事業者向け）   | 103 件 | 36 件 | 35.0%          |